



平成25年(ワ)第9521号, 第12947号

平成26年(ワ)第2109号 平成28年(ワ)第2098号

損害賠償請求事件

原告 森松 明希子 外239名

被告 国 外1名

2016〔平成28〕年9月30日

## 準備書面 35

### — 被告国第8準備書面に対する反論 —

大阪地方裁判所第22民事部合議3係 御中

上記原告ら訴訟代理人

弁護士 金子 武 嗣



弁護士 白倉 典 武



〈目次〉

第1章	はじめに.....	4
第2章	国の権限を定めた電気事業法の趣旨・目的等について（万が一にも原子力事故を起こしてはならないこと）.....	5
第3章	反論について.....	8
第1	はじめに.....	8
第2	「第2 予見可能性の対象についての原告らの主張が失当であること」に対して.....	8
1	「(1) 単に敷地高さに達する津波というだけでは予見可能性の対象となり得ないこと」に対して.....	8
2	「(2) 単に敷地高さに達する津波が到来しただけでは本件事故が発生したとは認められないこと」に対して.....	8
3	「(3) 予見可能性の対象に関する原告らの主張は結果回避可能性の前提の主張としても失当であること」に対して.....	9
4	「(4) 溢水勉強会の検討結果等は、単に敷地高さを超える津波の到来により機器の機能喪失の具体的危険性や全交流電源喪失の現実的危険性を示すものではないこと」に対して.....	10
第3	「第3 被告国の予見可能性を認めることはできないこと」に対して.....	10
1	「1 「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査」による津波数値解析は「概略的な把握」を目的とし、その津波数値解析結果を津波対策の設計条件にて寄与するものとは位置づけられていないこと」に対して.....	10
2	「2 「津波浸水予測図」を根拠に予見可能性を認めることは	

できないこと」に対して .....	10
3 「3 津波評価技術は安全側に立って設計津波水位を検討する ものであり、合理性を有する評価方法であったこと」について ....	12
4 「4 長期評価によっても予見可能性を認めることはできない こと」について .....	12
5 「5 貞観地震・貞観津波に関する知見によっても被告国の予 見可能性を認めることはできないこと」について .....	13
6 「6 本件地震は明治三陸地震及び貞観地震を大幅に上回る規 模であり、震源域も広範囲に及んでおり、本件地震は長期評価が想 定していた領域で発生したものではないこと」について .....	13
第4 「第4 長期評価に基づく対策を講じるべきであったとする原 告らの主張に理由がないこと」について .....	14
1 「1 明治三陸地震における津波の遡上高の区間平均最大値を 基に算出した津波マグニチュードを基準に津波対策を講じるべきで あったとの島崎氏の供述が不合理であること」について .....	14
2 「2 長期評価に基づく被告東電の試算結果を基に対策を講じ るべきであったとする原告らの主張に理由がないこと」について .	14

---

## 第1章 はじめに

---

被告国は、その第8準備書面において、被告国には予見可能性がなかったとして縷々述べている。しかしながら、その主張は、原告の準備書面28などに対応して主張されているものではなく、原告の主張と被告国第8準備書面の主張は、ほとんどかみ合っていない。原告としては、被告国が、本当に、原告の準備書面を読み、その内容を理解した上で反論しているのかについて疑問なしとしない。被告国第8準備書面は、ほぼ全体が原告の主張とかみ合っていない結果、個別に反論をすることを要しない記述である。被告国におかれては、第8準備書面については、可能であれば、原告の主張とかみ合う形で整理した上で、改めて主張されたい。

このように、被告国の主張が原告の主張とかみ合わないのは、被告国が、本訴における原告の主張を理解することなく、被告国が他の裁判所において提出した準備書面をほぼそのまま提出しているためではないかと思われる。仮にそうだとすれば、被告国の訴訟追行態度は改められなければならない。

あるいは、被告国は、本訴における原告の主張を十分に理解していながら、敢えて、それに正面から反論するのではなく、意図的に論点をずらして反論しているということもありうることである。仮にそうだとすれば、これもまた非難されるべき訴訟追行態度であることは言うまでもない。

---

## 第2章 国の権限を定めた電気事業法の趣旨・目的等について(万が一にも原子力事故を起こしてはならないこと)

---

被告国の主張が、原告の主張とかみ合わない主要な理由の一つに、被告国が電気事業法や炉規法の趣旨や目的等に関する議論を避けている点があると考えられる。

「国または公共団体の公務員による規制権限の不行使は、その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは、その不行使により被害を受けた者との関係において、国賠法1条1項の適用上違法となるものと解するのが相当である」とされる（最高裁平成元年11月24日第二小法廷判決・民集43巻10号1169頁，同平成7年6月23日第二小法廷判決・民集49巻6号1600頁，同平成16年4月27日第三小法廷判決・民集58巻4号1032頁，同平成16年10月15日第二小法廷判決・民集58巻7号1802頁）。

このような判断枠組については、原告と被告らとの間に争いはない。そうだとすれば、被告国の規制権限不行使が国賠法上の違法と評価されるか否かについて、本件においては、被告国の規制権限を定めた電気事業法の趣旨、目的や権限の性質等を踏まえて議論されなければならない。

ところが、被告国は、炉規法や電気事業法によって被告国に権限が与えられた趣旨や目的、その権限の性質について、一切、議論をしようとはしない。

原告は、伊方原発訴訟等において炉規法について指摘された趣旨、目的や権限の性質が、電気事業法上の被告国の規制権限を定めた趣旨等についても同様に当てはまる旨主張している。

したがって、被告国は、電気事業法上の規制権限を、「万が一にも重大な事故がおこらないようにするという観点から、多方面わたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づき、かつ、最新の科学的水準に即応して、適宜かつ適切に規制権限を行使しなければならない」と、原告は主張している（準備書面13の17頁以下、準備書面28の6頁以下）。

これに対し、被告国は、電気事業法や炉規法の趣旨目的等について議論を避け続け、本件とは異なる規制権限が問題とされた異なる事例の裁判例を指摘するのみである。しかしながら、規制権限の不行使が国賠法上の違法と評価されるか否かは、「その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められる」か否かによって判断されるのであれば、本件においては、電気事業法によって定められた規制権限の趣旨や目的等について論じることが必要不可欠である。

この点に関して被告国が議論を避け続ける理由は、原告の主張について反論できないことを自覚しているからに他ならない。つまり、被告国も、電気事業法上の規制権限を、「万が一にも重大な事故がおこらないようにするという観点から、多方面わたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づき、かつ、最新の科学的水準に即応して、適宜かつ適切に規制権限を行使しなければならない」ことを認めているのである。仮に、原告のこのような理解が誤りであ

るといふのであれば、被告国は速やかに反論をされたい。

このように必要な議論を避け続け、規制権限を行使しなかった言い訳とも言うべき主張を縷々述べ続ける被告国第8準備書面を見れば、被告国が、本気で、万が一にも原子力発電所の事故を起こさないために規制権限を行使しようと考えていたのか、あるいは、今現在も、本当に、万が一にも原子力事故を起こさないように規制権限を行使すべきことを自覚しているのかについては、多いに疑問である。

---

## 第3章 反論について

---

### 第1 はじめに

前述のとおり，被告国の主張は，原告の主張に対する適切な反論とはなっておらず，個々にコメントをする必要はほとんどないのであるが，以下では，一応，気がついた範囲でふれておく

### 第2 「第2 予見可能性の対象についての原告らの主張が失当であること」に対して

被告国の主張に対しては，既に提出した原告らの準備書面により必要十分な反論がなされていることから，当該準備書面の箇所を指摘しておく。

#### 1 「(1) 単に敷地高さに達する津波というだけでは予見可能性の対象となり得ないこと」に対して

準備書面18の第2において詳細に主張したとおりである。

#### 2 「(2) 単に敷地高さに達する津波が到来しただけでは本件事故が発生したとは認められないこと」に対して

準備書面18において主張したとおりである。

敷地高さに達する津波が到来すれば，非常用電源設備とその附属設備が浸水し冷却機能を喪失する可能性があることは明らかである。このような可能性があることは，2008年に行われた溢水勉強会においても確認されている。したがって，敷地高さに達する津波の到来を予見できれば，結果回避措置を取ることが義務付けられるのであるから，予見の対象を，福島第一原発の敷地高に達する津波とすることは正当である。



この点の被告国の主張が、津波の高さだけでなく、その他の規模（水量、水流、水圧等の規模）についても精緻に予見できなければ対策を取ることができない、あるいは規制権限を行使することができない、という主張を含むであるとすれば、そのような主張が失当であることは明らかである。敷地に達する津波を予見することができれば、水量や水流等について精緻に予見をせずとも、非常用電源設備等が浸水し、冷却機能を喪失する可能性があることを認識しうる。したがって、それに基づいて結果回避措置を講ずれば、本件事故を回避できることは明らかだからである。

被告国の根本的な誤りは、「万が一にも原子力事故を発生させない義務を負っている」ことを無視し、その結果、精緻に想定できないことが対策を取らない理由になると考えているということである。しかしながら、被告国は、「万が一にも重大な事故がおこらないようにする」という観点から、多方面わたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づき、かつ、最新の科学的水準に即応して、適宜かつ適切に規制権限を行使しなければならない」のであるから、精緻に算出できるかどうかではなく、相応の合理的根拠を有する知見に基づいて規制権限を行使しなければならないのである。

### 3 「(3) 予見可能性の対象に関する原告らの主張は結果回避可能性の前提の主張としても失当であること」に対して

この点も前記と同様である。つまり、精緻に計算できないから対策が取れないという考え方が根本的に誤りであるということである。

被告らは、精緻に計算できないとしても、相応の合理的根拠を有する知見により想定される事態を考慮して安全対策をとり、あるいは規制権限を行使しなければならない。そして、新指針によれば、

津波ハザードに関しては、相当の合理的根拠を有する知見に基づき、少なくとも1万年に1回の確率で想定できる津波については、安全対策を取らなければならない（原告準備書面28；17頁）。また、このように1万年に1回の確率の津波を想定するという考え方はI A E Aの安全基準にも適合する。

4 「(4) 溢水勉強会の検討結果等は、単に敷地高さを超える津波の到来により機器の機能喪失の具体的危険性や全交流電源喪失の現実的危険性を示すものではないこと」に対して

準備書面18第2において主張したとおりである。これに対し被告国は原告らの主張を否認するにすぎず、何ら反論になっていない。

第3 「第3 被告国の予見可能性を認めることはできないこと」に対して

1 「1 「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査」による津波数値解析は「概略的な把握」を目的とし、その津波数値解析結果を津波対策の設計条件にて寄与するものとは位置づけられていないこと」に対して

そもそも、この部分の被告国の主張は、原告のいかなる主張に対する反論が不明である。この点に関する記述は、本訴における原告の主張に対応してなされているのではなく、他の裁判所における反論の準備書面を精査することなく流用しているのではないかと強く思われる。よって、今後、原告らのいかなる主張に対する反論なのか明らかになった段階で改めて反論が必要であれば、反論することとする。

2 「2 「津波浸水予測図」を根拠に予見可能性を認めることは

できないこと」に対して

原告が「津波浸水予測図」について述べているのは、平常潮位からの津波高さが6.7メートルの津波であっても、福島第一原発1号機から4号機の地盤面であるO.P.+10メートルに達して浸水させる可能性を裏付けるものであるということである。つまり、「津波浸水予想図」によれば、6.7メートルの津波が来ると仮定した場合に、その津波は福島第一原発の敷地高であるO.P.+10メートルに達する可能性があるとは指摘されており、したがって、福島第一原発に6.7メートルの津波が到来することが想定された場合、その津波が福島第一原発の敷地に達する可能性があることを想定すべきであったと主張しているのである。

被告国は、「津波浸水予測図」は、住民等を対象とした一般的な防災対策を念頭に置いて全国の沿岸地域を対象に作成されたものであり、原子力発電所の構造や健全性や機器の機能維持等を図るべく安全対策に活用する目的で作成されたものではない、福島第一発電所における浸水範囲及び浸水深を具体的に特定したものではない、などと縷々述べて、「津波浸水予想図」は考慮する必要はないとしたいようである。

しかしながら、被告国のこの点の主張が、何故に上記の原告の主張の反論になっているのかについては直接的な記載はない。被告国は、縷々述べて「津波浸水予想図」について、目的の違いや正確性がないということを経指すけれども、少なくとも、福島第一原発沿岸部で水深1メートルの地点での高さが6.7メートルの津波が到来した場合、その津波が敷地高を大きく超えてくる可能性があることは否定できないということである。そして、「津波浸水予想図」

は、まさに防災目的で作成されているのであるから、計算の精緻さの程度にかかわらず、原子力発電所の防災において考慮すべきであることは明らかである。

3 「3 津波評価技術は安全側に立って設計津波水位を検討するものであり、合理性を有する評価方法であったこと」について

この点に関しては、原告準備書面31第4章(51頁以下)において詳細に述べたとおりである。被告国のこの点に関する主張は原告準備書面31を見ることなくなされており、この点については原告準備書面31の第4章が詳細な反論となる。

この点に関する記述は、本訴における原告の主張に対応してなされているのではなく、他の裁判所における反論の準備書面を精査することなく流用しているのではないかと強く思われる。被告国のおかれては原告準備書面31に対応する形で反論されたい。

4 「4 長期評価によっても予見可能性を認めることはできないこと」について

この点に関しても、原告準備書面31第3章において詳細に述べたとおりである。被告国のこの点に関する主張は原告準備書面31を見ることなくなされており、この点については原告準備書面31の第3章が詳細な反論となる。

この点に関する記述は、本訴における原告の主張に対応してなされているのではなく、他の裁判所における反論の準備書面を精査することなく流用しているのではないかと強く思われる。被告国のおかれては原告準備書面31に対応する形で反論されたい。

5 「5 貞観地震・貞観津波に関する知見によっても被告国の予見可能性を認めることはできないこと」について

原告らは、既に、平成27年12月7日付の準備書面23において、佐竹論文で示された貞観津波の波源モデルは最小のものとしては確立しており、今後、津波堆積物調査が福島県南部等へ進めば、貞観津波の波源モデルがより大きくなる可能性があるという意味で確立されていないにすぎない旨主張している。被告国の第8準備書面における主張は、この原告の主張を踏まえたものとは考えられない。

そしてまた、原告は、準備書面31において、貞観地震・津波に関する知見もまた、相応の合理的根拠を有する知見であって、被告らが考慮すべき知見であった旨主張している。ところが、被告国の第8準備書面における主張は、この原告の主張も踏まえたものとは考えられない。

したがって、被告国のこの反論は失当というほかない。

6 「6 本件地震は明治三陸地震及び貞観地震を大幅に上回る規模であり、震源域も広範囲に及んでおり、本件地震は長期評価が想定していた領域で発生したものではないこと」について

被告国のこの点に関する主張が、原告の主張のどの点に対する反論として意味を持つのがよく理解できない。

原告は、長期評価の想定や貞観津波に関する知見を用いるべきであり、それらの知見と津波評価技術のシミュレーション手法を用いて福島第一原発に到来する津波を想定し、その想定にしたがって対策を取っていれば、あるいは対策を取るように規制権限を行使していれば、本件事故を回避することができたと主張しているのである。

東北地方太平洋沖地震の発生場所や規模が、長期評価の想定や貞観津波の知見による想定とは異なるものであることは、原告の主張に対する反論として意味を持つものではない。被告国は、この点が、原告の主張のどの点に対する反論であるのか、位置付けを明確にされたい。その上で、原告として必要があれば反論を加える。

#### 第4 「第4 長期評価に基づく対策を講じるべきであったとする原告らの主張に理由がないこと」について

##### 1 「1 明治三陸地震における津波の遡上高の区間平均最大値を基に算出した津波マグニチュードを基準に津波対策を講じるべきであったとの島崎氏の供述が不合理であること」について

この部分は、原告が全く指摘していない事実に対する反論であり、本訴においていかなる意味があるのかが原告にはよく分からない。

被告国におかれては、原告のどの主張に対する反論であるのかが分かるようにして、あるいは、少なくとも、その位置付けを明らかにした上で主張されたい。

##### 2 「2 長期評価に基づく被告東電の試算結果を基に対策を講じるべきであったとする原告らの主張に理由がないこと」について

同項(1)については原告の主張等を指摘した部分であり反論を要する部分ではない。以下では(2)以下について述べる。

##### (1) 「(2) 明治三陸地震の断層モデルを福島県沖海溝沿いの領域に移動して津波高さを推計する方法が信頼性の高い予測方法とはいえないこと」について

ここでは、被告国は、長期評価の信頼度や、長期評価に異論があ

ることなどを指摘して、「明治三陸地震の断層モデルを、単に福島県沖海溝沿い領域に移動して津波高さを推計するといった方法が信頼性の高い予測方法ということとはできない」から「かかる試算結果に基づいて福島第一発電所の敷地高さ(O.P.+10メートル)を超える津波が到来することを具体的に予見できたとはいえない。」と述べる。

しかしながら、被告国のこの主張は失当である。この点に関しては原告の準備書面31において詳細に述べているとおりであり、「信頼度」や異論の存在することは、長期評価を考慮しなくてもよい理由とはならない。

(2) 「(3) 被告東電の試算結果によっても福島第一発電所1号機ないし4号機の原子炉建屋及びタービン建屋が浸水し、非常用電気設備が機能喪失するか否かは明らかではないこと」について

既に指摘しているとおりであるが、被告国のこの主張は、問題の設定が誤っている。試算によって想定された津波により、非常用電源設備とその附属設備が浸水し冷却機能を喪失する可能性があることは明らかである。このような津波が到来することが想定された場合にとるべき対策を取れば、本件事故を回避することができたか否かが問題である。

そして、敷地南側で15.7メートル、1から4号機の建屋付近でも2メートルを超える浸水が想定された場合(甲B77の2)に取るべき対策を取っていれば、本件事故を回避することができたことは、今までに原告が主張しているとおりである。

(3) 「(4) 長期評価に基づいて被告東電が平成20年に実施した

試算と同様の精度の試算を平成14年当時に行うことができた  
とはいえないこと」について

この点に関する被告国の主張は、反論するに値しない。

海底地形等のデータが変わっていることが、どれほど結果に影響  
を与え、どれほど取るべき対策に差を生じさせるというのであろう  
か。

被告国が指摘する政府事故調中間報告書401頁の指摘によっ  
ても「O. P. +5 mから6 m」が「O. P. +5.4 mから6.  
1 m」にかわったに過ぎないのであり、もはや、反論のための反論  
というほかに考慮するに値しない主張である。

以上